

令和5年度 松江市人材育成・確保支援事業補助金 募集要領

この制度は、市内の意欲ある中小企業者が人材育成計画に基づいて行う研修及び教育訓練の実施若しくは派遣、又は慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に対して、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図っていただくものです。

1 補助対象事業

補助対象事業は、市内で製造業又は情報通信業（※）を営む中小企業者が、自社の人材を育成するために自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施、他のものが主催する研修会及び教育訓練への派遣を行う事業、または慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に関する事業とします。

ただし、すでに人材育成計画を策定されている企業の場合は、研修の目的が新分野に進出するために必要な技術の習得や新規取引先を獲得するために必要な技術の習得によるもの等に限りません。

※ 製造業又は情報通信業…「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）に定める製造業又は情報通信業を主たる事業として営んでいることが必要。

2 補助対象経費

補助対象経費は、研修会又は教育訓練に係る経費及び人材確保に係る経費のうち次に掲げるものとし、消費税等については対象外とします。この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額を対象とします。

- (1) 謝金
- (2) 旅費（研修講師^{ショウヘイ}招聘旅費（宿泊費含む。）、受講者参加旅費（宿泊費除く。））
- (3) 委託料（研修業務委託費）
- (4) 会場借上料
- (5) 教材費
- (6) 受講料（技術者向け通信教育を含む）
- (7) 人材紹介経費（有料職業紹介事業者、新卒採用代行事業者、外国人技能実習監理団体等の利用経費）
- (8) 広報費（パンフレット・チラシ等の作成費、PR動画作成費、人材募集広告費）

※人材広告サイト等の広告費については、1企業につき上限12か月分までとなります。なお、令和5年度の補助事業は、令和6年3月31日までに完了する必要があることから、令和6年3月支払分までが補助対象経費となります。

3 補助率又は上限金額について

- (1) 補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）
- (2) 上限50万円

4 補助事業者の範囲

- (1) 松江市内に事業所を有する製造業又は情報通信業に属する事業を主たる事業として営む
中小企業者
- (2) 補助事業の完了時に、松江市税の滞納がないこと。

5 申請等の方法

- (1) 募集期間等
令和5年4月1日から随時募集し、内容を審査します。補助金額については予算の範囲内で交付します。
- (2) 補助金交付要綱、申請様式等については、松江市HPからダウンロードできます。
- (3) 申請時の提出物は下記のとおりです。
 - ①補助金等交付申請書（様式第1号）
 - ②事業計画書（別紙1）
- (4) 提出先
松江市役所 産業経済部 まつえ産業支援センター
〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内
電話：0852-60-7101 FAX：0852-25-0300
E-mail：misc-hojokin@city.matsue.lg.jp

6 申請後の流れ

(1) 「交付決定通知（様式第2号）」：松江市→申請人（補助事業者）

(2) 「着手届（様式第4号）」：申請人（補助事業者）→松江市

※交付決定後、速やかに提出してください。

(3) 「完了届（様式第4号）」：申請人（補助事業者）→松江市

※全ての事業（経費の精算、事務手続き等）が完了した後に提出してください。

(4) 「実績報告書（様式第5号）」：申請人（補助事業者）→松江市

① 事業報告書（別紙3）

② 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの

③ 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの

④ 市税に滞納がないことが分かる証明書（完納証明書又は滞納なし証明書）

※対象経費に消費税等は含まれません。税抜き金額が判明するものを提出して下さい。

(5) 「確定通知書（様式第6号）」：松江市→申請人（補助事業者）

(6) 「交付請求書（様式第7号）」及び「口座振替依頼書（様式第9号の3）」

：申請人（補助事業者）→松江市

(7) 補助金の交付：松江市→申請人（補助事業者）

7 その他

補助事業完了後、アンケートにご協力ください。

今後の予算要求や事業の見直しに向け、効果の把握は重要な位置付けとなります。

簡単なアンケート形式によるものですので、支障のない範囲でのご協力をお願いします。